

令和元年（2019年）竜王町総合防災訓練実施要綱

1 目的

台風接近による風水害と消火困難である中高層建物火災を想定し、各防災機関、関係団体、企業ならびに地域住民が共同で総合防災訓練を実施し、災害時において防災関係機関等が相互に連携して、迅速かつ的確に対応できる防災体制の確立と竜王町民一人ひとりの防災知識の普及および防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 主催 竜王町

3 共催 竜王町自治会連絡協議会

4 日時 令和元年（2019年）9月8日（日）

第1部 総合防災訓練（風水害及び土砂災害対応訓練）

午前6時00分～午前8時50分

*（竜王小学校での開始時間は午前7時20分）

第2部 総合防災訓練（中高層建物火災対応訓練）

午前9時00分～午前9時25分

総合閉会式

午前9時40分～午前10時00分

5 場所 蒲生郡竜王町大字綾戸275番地

竜王町立竜王小学校及びその周辺

第1部 総合防災訓練 竜王小学校グラウンド及びその周辺

第2部 総合防災訓練 竜王小学校校舎

総合閉会式 竜王小学校グラウンド

6 訓練想定

(1) 第1部 総合防災訓練（風水害及び土砂災害対応訓練）

竜王町では、台風の接近により令和元年（2019年）9月5日（木）より雨が降り始め、その後も激しい雨が降り続き、9月8日（日）午前5時に彦根地方気象台より「大雨洪水警報」が発令され、竜王町では、地域防災計画に基づく災害警戒本部（水防第2配備）を設置した。その後も更に強い雨が降り続き、竜王町内の河川が急激に増水し、避難判断水位に達する恐れがあるため、同日午前6時30分に日野川近隣地域である竜王町第2防災区に「避難準備・高齢者等避難開始」情報を発令し、竜王町立竜王小・中学校の体育館に避難所の開設を行った。

更に継続的な大雨により、河川は増水、氾濫危険水位に達する恐れがあり、堤防の決壊で家屋の浸水や、土砂災害発生等も危惧されることから、同日午前6時50分に災害対策本部第1体制（水防第3配備）に移行し、竜王町第2防災区に「避難勧告」を発令した。

その後、日野川左岸「林」地先の堤防が越水状態となり破堤したため、近隣の住宅に

土砂や流木等が流れ込み一部の住宅が倒壊又、車両等も土砂で埋没状態となり数名が倒壊家屋や埋没車両内に閉じ込められ救助を求めている状況となった。更に、ガス・水道・電気・電話等ライフラインに大きな障害が生じ、主要道路や農地にも甚大な浸水被害が発生した。

また、今後避難所開設の長期化が予測されるため、食糧及び飲料水の配給や生活物資の輸送が急務な事態となった。

(2) 第2部 総合防災訓練（中高層建物火災防御訓練）

令和元年2019年9月8日（日）、午前9時に竜王小学校東棟校舎（管理棟）の1階湯茶室付近より出火、屋内階段を経て1階から2階、3階へと延焼拡大した。当日は3階の教室で生徒数名が文化活動をしており、その内3名が、煙に巻き込まれて逃げ場を失い、最上階の壁付ハシゴより、校舎屋上に避難し救助を求めている。

なお、3名の内2名は歩行可能であるが、1名は息苦しさを訴え歩行困難な状態であることから、早急に救助活動を要する事態となった。

7 訓練項目（内容）

第1部 総合防災訓練（風水害及び土砂災害対応訓練）

(1) 竜王町災害対策本部設置・運営訓練（竜王町災害対策本部員及び班員で実施する。）

現地に「竜王町災害対策本部」を設置し、風水害及び土砂災害に対する初動対応訓練を実施する。

ア 非常招集訓練及び非常招集伝達訓練（午前5時30分開始）

竜王町災害対策本部、防災連絡表に基づき、午前5時30分に電話にて該当職員に対し、非常招集訓練（班長・副班長）及び非常招集伝達訓練（班長・副班長以外の該当職員）を開始する。

イ 班長、副班長は出場途上において風水害及び土砂災害による被災地被害状況の把握と情報収集を行なう。（建物、工作物、電柱等の倒壊状況・道路の破損状況・交通状況・火災状況・負傷者等の把握を行なう。）

ウ 現地災害対策本部到着後、「被災状況報告書（別記様式）」を作成の上、情報収集班に報告を行なう。（竜王町全域を対象とする。）

エ 情報収集班長は、被災状況を取りまとめ、情報整理伝達班長に報告を行なう。

オ 総務班長は、「竜王町災害対策本部会議（午前6時25分開会）」を開催し、情報整理伝達班長が現在の被災状況の報告を行なう。

カ 竜王町災害対策本部長が各本部員に対し、総括的な活動指示を行なう。

キ 情報整理伝達班長の被災状況報告及び災害対策本部長の活動指示を受けて、各災害対策班長は、各班に定められた事務分掌に基づき、副班長に対し必要な活動指示を行なう。

ク 総務班長が当日実施の「竜王町総合防災訓練」の想定を周知すると共に、閉会を行なう。（午前6時45分開会）

(2) 住民避難訓練

ア 住民避難広報活動訓練（竜王町職員）

- ① 有線放送屋内外緊急一斉放送により避難情報を発令する。

(6時30分「避難準備・高齢者等避難開始情報」発令・6時50分「避難勧告」発令)

- ② 避難情報発令時における広報車での避難呼び掛け広報

(綾戸・島・駕輿丁各自治会地区)「避難準備・高齢者等避難開始」情報及び「避難勧告」時に車両広報を行なう。

イ 住民避難誘導訓練 (近江八幡警察署・竜王町消防団第2分団・竜王町職員)

(綾戸50人・島15人・駕輿丁30人)

- ① 「避難準備・高齢者等避難開始」情報発令時から避難場所(地元自治会第一次避難場所及び竜王小学校)までの避難経路の確認及び安全な避難誘導

- ② パトカーによる交通整理及び避難誘導(綾戸・島・駕輿丁各自治会地区)

- ③ 避難時における「服装」及び「非常持ち出し物品」等の指導を行なう。

ウ 避難住民搬送訓練

(田中・岩井・川守各自治会・竜王町消防団第2分団・竜王町職員)

- ① 人員搬送車両(公用バス40人乗り)にて田中・岩井・川守各自治会を緊急に災害時第2次避難場所まで搬送する。

- ・田中(10人) 1次避難場所(田中農業構造改善センター)

乗車場所「田中スクールバス停」 7時00分着

- ・岩井(13人) 1次避難場所(安楽寺)

乗車場所「岩井バス停」7時05分着

- ・川守(16人) 1次避難場所(川守産業文化センター)

乗車場所「川守バス停」7時10分着

竜王小学校内駐車場7時20分着

(避難誘導については、消防団員及び自治会役員の協力を得る。)

(3) 避難所開設・運営訓練

(ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場・竜王町消防団第2分団・竜王町社会福祉協議会・竜王町職員・綾戸・島・駕輿丁・田中・岩井・川守各自治会)

- ① 参加人員数及び安否確認

- ② 仮設トイレ・間仕切りパーテーション・寝袋・ダンボール手作りトイレ等の設置

- ③ ボランティア活動の受付及び派遣希望相談

被災の長期化を想定した訓練

「受付の手順」・「活動先の調整」・「活動内容」・「出発の調整」等

- ④ 給食・給水の受け入れ

(4) 土のう積みによる水防活動訓練

(竜王建設工業会・ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場・東洋電機製造(株)竜王町消防団第2分団・竜王町職員)

「洪水で、堤防が沈下した場合や堤防が越水状態になった場合に用いる工法」

- ① 土のう作り (30人÷2人ペア×8袋=120袋 土砂3t)

- ② 積土のう工越水対策(表土のうは鋼杭固定・タコによる固定) 河川側(表土のう)

長手4段積み 14袋×4段積み=56袋、

居住側(控え土のう) 小口3段積み 20袋×3段積み=60袋

(5) 応急給水訓練

(ヴェオリア・ジェネッツ(株) 関西支店・ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場・竜王町職員・綾戸・島・駕輿丁・田中、岩井、川守各自治会) 応急給水所を開設し、給水車により飲料水の円滑な供給を行う。

綾戸(6人)・島(4人)・駕輿丁(5人)・田中(3人)・岩井(3人)

川守(4人) 住民を給水所まで誘導し、給水車より飲料水用袋に給水する。

(非常飲料水用袋 6ℓ使用)

(6) 救援物資供給緊急輸送訓練

ア 協定事業所供給物資輸送訓練

① ㈱平和堂フレンドマート竜王店・竜王町職員

② NPO 法人コメリ災害対策センター・竜王町職員

③ アインズ㈱・竜王町職員

輸送物資受入れ場所の指定、物資の確認及び記録、積み降ろし作業等を行う。

(7) 災害応急復旧措置訓練

ア 液化石油ガス漏洩応急復旧措置訓練

(滋賀県LPガス協会近江八幡支部・竜王町職員)

① 商用電力復旧までの間、低圧LPガス発電機により避難所への電気供給作業

② 臨時炊飯場の設置及び倒壊家屋ガス配管破損部復旧作業

イ 電気設備応急復旧措置訓練(竜王町商工会電気部会・竜王町職員)

① 非常時(夜間・停電時)における高所照明作業

② 避難所への電気設備応急復旧作業

(8) ドローン(無人小型航空機)現地調査訓練(竜王町地域振興事業団・竜王町職員)

① 現地災害対策本部付近においてドローンの遠隔操作により被災地上空を撮影し、被災状況等の把握を行なう。

(9) 斜面崩落土砂災害(がけ崩れ)対応訓練

ア 障害物除去訓練(竜王建設工業会・竜王町消防団第2分団・竜王町職員)

① 河川の決壊により集落内の住宅(家屋)や駐車中の車両に流れ込んだ樹木やガレキ等の障害物をチェーンソーや重機等を活用して除去し、人命救助活動の障害を排除する。

② 障害物はチェーンソー及び重機等を活用し、搬送用トラックに積載後搬送する。

イ 座屈倒壊家屋人命救助訓練

滋賀県近江八幡警察署・消防本部高度救助隊・竜王町消防団第2分団(活動隊2人、負傷者3人)・綾戸・駕輿丁各自治会(負傷者2人)・竜王町職員)

① 木造座屈倒壊家屋設営(間口3.2m・奥行4.5m・高さ0.9m・延べ14.4㎡)

② 樹木等の障害物を除去後に倒壊家屋内に閉じ込められている負傷者(生体5人)等の情報収集を行う。

③ 倒壊家屋内の負傷者（生体 5 人）を、建物の屋根部を切断後、屋内進入し人命救助活動を行う。

④ 救出した負傷者を、担架及び介添え等で応急救護所まで搬送する。

ウ ガレキによる埋没車両人命救助訓練

（滋賀県近江八幡警察署・東近江行政組合消防本部高度救助隊・東近江行政組合近江八幡消防署救急隊・竜王町職員）

① 樹木等の障害物を除去後に埋没車両内に閉じ込められている負傷者（訓練人形 2 体）等の情報収集を行う。

② 埋没車両内に閉じ込められている負傷者（訓練人形 2 体）を、救助資機材を活用して人命救助活動を行う。

③ 救出した負傷者を、担架及びストレッチャーで応急救護所まで搬送する。

(10) 応急救護訓練

応急救護所設営及び応急処置訓練（東近江行政組合近江八幡消防署救急隊・竜王町職員）

① 応急救護所は、「エアーテント」を設営し簡易ベッドや毛布等を設ける。

② 倒壊家屋及び埋没車両から救助された負傷者 7 人を応急救護所までの搬送補助を行う。

③ 倒壊家屋及び埋没車両から救助された負傷者 7 人の応急救護活動を行う。（三角巾・包帯・副木固定での応急手当）

(11) 炊き出し訓練（竜王町赤十字奉仕団・竜王町職員）

非常用食糧として「おにぎり」の給食を行う。

① 炊飯会場（竜王町防災センター）

② 実演会場（竜王小学校グラウンド・竜王町防災センター）

③ 給食会場（竜王小学校グラウンド）600 食分（米 40 kg）配食

第 2 部 総合防災訓練（中高層建物火災防御訓練）

(1) 中高層建物火災人命救助及び火災防御訓練

① 火災建物から逃げ遅れの要求助者の救出救護を行なう。9:00～9:10

（東近江消防本部高度救助隊、東近江行政組合近江八幡消防署・竜王町消防団第 2 分団（負傷者 2 名）・竜王町職員）

② 東棟校舎（管理棟）に取り残された 2 名の人命救助活動を行う。

(2) ポンプ車遠距離中継送水訓練 9:00～9:10

（ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場・竜王町消防団第 2、第 3 分団、竜王町職員）

① 消防ポンプ車 3 台による中継送水活動を行なう。火元建物に 1 線 1 口放水活動を行なう。水源については、苗村神社境内直近の公設消火栓から、元ポンプ車（第 3 分団ホース 3 本延長）→ 第 2 中継ポンプ（ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場タンク車ホース 2 本延長）→ 火点ポンプ車（第 2 分団ホース 1 本延長）にそれぞれ、中継活動を行なう。

(3) 屋上での防災ヘリによる人命救助訓練 9:10～9:15

(滋賀県防災航空隊・竜王町消防団第2分団(負傷者1名))

- ① 防災ヘリにより北棟校舎(高学年棟)屋上から1名の要救助者を救助する。

(4) 防災体験コーナー開設

① 水消火器による消火訓練

(指導者:東近江行政組合近江八幡消防署、竜王町女性消防団員、竜王町職員)

- ・ 水消火器 40 本準備(使用後現地にて充填する。)
- ・ 第2防災区自治会住民 48 人を対象に水消火器による消火体験を行う。
- ・ 第2防災区自治会消火体験終了後、第1防災区自治会住民、第3防災区自治会住民、一般参加者を対象に消火体験を行う。

② 一般救命講習会

(指導者:東近江行政組合近江八幡消防署、竜王町女性消防団員、竜王町職員)

- ・ 心肺蘇生法とAEDの使用法
- ・ 止血法とその他の応急手当
- ・ 徒手搬送法と担架搬送法(応急担架の作成法)
- ・ 第2防災区自治会住民 48 人を対象に一般救命講習会を行う。
- ・ 第2防災区自治会一般救命講習会終了後、第1防災区自治会住民、第3防災区自治会住民、一般参加者を対象に一般救命講習会を行う。

※ 第2防災区自治会の住民は、上記2項目の体験コーナーに分かれて順次体験訓練を行なう。

(5) 防災展示コーナー(竜王町職員)

防災資機材(災害時における自主防災組織に必要な資機材)を展示する。チェーンソー・油圧ジャッキ・発電機・投光器・携行缶・鉄ハンマー・平バール・スコップ・ノコギリ・誘導ロープ・ブルーシート・土のう袋(スーパーブロック)カラーコーン・コーンバー・救命胴衣・拡声器・ヘルメット・LEDライト等

8 訓練進行者及び訓練安全管理者

訓練をスムーズに進行させるため、各訓練項目別に「訓練進行者」を配置すると共に、練実施者及び訓練見学者等の安全を確保するため各個別訓練別に「訓練安全管理者」を配置し、訓練のスムーズな進行と安全確保に十分配慮する。

(各個別訓練別の「訓練進行者」と「訓練安全管理者」は竜王町職員が行う。)

9 訓練参加機関・団体(順不同)

滋賀県防災航空隊・滋賀県警察近江八幡警察署・東近江行政組合消防本部・東近江行政組合近江八幡消防署・滋賀県LPガス協会近江八幡支部(LPガス応急復旧)・竜王町商工会電気部会(電気設備応急復旧)・竜王建設工業会(水防、障害物除去)・(株)平和堂フレンドマート竜王店(物資供給輸送)・NPO法人コメリ災害対策センター(物資供給輸送)・アインズ(株)(物資供給輸送)・ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場・東洋電機製造(株)滋賀竜王製作所・ヴェオリア・ジェネッツ(株)関西支店(給水)・公益財団法人竜王町地域振興事業団・竜王町消防団・竜王町赤十字奉仕団・びわ湖キャプテン(株)(ラジオスイート)・社会福祉法人竜王町社会福祉協議会・竜王町各自治会・竜王町(参加機関20団体)

10 訓練の中止（２段階判断）

- (1) 前日の午後１時に明らかに訓練が実施できない気象状況である場合、又は竜王町内で大規模災害等が発生して訓練実施が不可能な場合。
- (2) 当日の午前５時に訓練が実施できない気象状況である場合、又は、竜王町地域防災計画に規定する警戒第２号体制「水防第１配備」以上をとるべき事態が発生、及び予測される場合、又は竜王町内で大規模災害等が発生して訓練実施が不可能な場合

11 訓練参加出場車両

(苗村神社馬場待機)

- | | | |
|---------------------------------|-----|----|
| (1) 滋賀県防災ヘリコプター（滋賀県防災航空隊） | 1 機 | |
| (2) 東近江行政組合消防本部救助工作車（高度救助） | 1 台 | 待機 |
| (3) 滋賀県近江八幡警察署 P C | 2 台 | 待機 |
| (4) " 近江八幡消防署 A | 1 台 | 待機 |
| (5) 消防ポンプ自動車（竜王町消防団） | 2 台 | 待機 |
| (6) 消防ポンプ自動車（ダイハツ工業（株）滋賀（竜王）工場） | 1 台 | 待機 |
| (7) 救援物資供給輸送車両（竜王町協定事業所） | 2 台 | 待機 |
| (8) 災害復旧作業車（竜王町協定事業所） | 4 台 | 待機 |
| (9) 給水車（ヴェオリア・ジェネッツ（株）関西支店） | 1 台 | 待機 |
| (10) 重機（竜王建設工業会） | 1 台 | |
| (11) 搬送トラック（竜王建設工業会） | 1 台 | 待機 |
| (12) 公用バス（竜王町）避難住民搬送車 | 1 台 | |
| (13) ドローン（竜王町地域振興事業団） | 1 機 | |
| (14) 指令車（竜王町）土砂災害訓練 | 1 台 | 待機 |
| (15) 防災積載車（竜王町）展示用 | 1 台 | |
| (16) 水道応急作業車（竜王町）給水訓練 | 1 台 | 待機 |
| (17) 広報車（竜王町）避難広報訓練 | 2 台 | |
| (18) 軽ダンプ（竜王町）水防訓練 | 1 台 | 待機 |
| (19) 搬送用車両（竜王町）炊出し訓練 | 2 台 | |

合計 車両 26 台

ヘリ 1 機

ドローン 1 機

重機 1 機

12 駐車場の配置

- (1) 訓練出場車両待機場所苗村神社楼門前町道綾戸馬場線上 20 台
- (2) 来賓駐車場（竜王小学校プール前駐車場 24 台分）
- (3) 各自治会関係車両駐車場（竜王小学校正面玄関前駐車場 40 台分）
- (4) 竜王町公用車駐車場（竜王幼稚園内及び歯科診療所内駐車場 14 台分）
- (5) 一般駐車場（竜王幼稚園北側駐車場及び竜王幼稚園北側グラウンド内 67 台分）

合計 165 台分

13 訓練参加人員（計画人数）

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 来賓（関係団体の長・議会議員等） | 21 人 |
| (2) 訓練実施者（防災機関・消防団・企業・赤十字等） | 190 人 |

(3) 訓練実施者（第2防災区自治会）	143 人
(4) 訓練参観者（第1・2・3防災区各自治会要請人員）	120 人
(5) 訓練実施者（竜王町職員）	68 人
(6) 訓練スタッフ（竜王町職員）	10 人
(7) 報道機関	4 人
(8) 一般見学者（企業・職員・一般住民等）	150 人

合計 706 人